

米沢市立南成中学校 その他備品等一式購入仕様書

契検品第 132 号

1 物件名

(1) 品名・数量及び仕様等

別紙資料(1)「米沢市立南成中学校その他備品等一式入札仕様明細書」のとおりとする。

(2) 内容条件

- ① 仕様の詳細は、別紙資料(1)「米沢市立南成中学校その他備品等一式入札仕様明細書」を参考にすること。メーカーはイトーキ、内田洋行、オカムラ、コクヨのいずれかとする。また、別紙資料(1)「米沢市立南成中学校その他備品等一式入札仕様明細書」に参考記載があるメーカーも可とする。
同等品での応札は可とするが、見積提出期限まで事前に同等品申請を行い、発注者の承認を得たものについて応札すること。同等品申請の明細は、製品のメーカー名、寸法、仕様、製品写真を提示すること。様式は本市HPに掲載している「同等品承諾願」を使用すること。
- ② 製品の色については、契約締結後、受注者が色サンプルを提示し発注者と協議のうえ決定するものとする。

2 納入場所

米沢市立南成中学校（山形県米沢市林泉寺二丁目2-5）

3 納入期限

令和8年3月31日（搬入開始は令和8年3月初旬を予定）

4 提出物一覧

提出物	提出期限	内 容
納入・ 設置スケジュール	契約締結後 30日以内	製品の納入から設置までのスケジュール (様式は任意)

5 搬入・設置

(1) 配置

収納備品関連の配置については、別紙資料(2)「レイアウト図」を参考とする。ただし、詳細については、発注者の確認を行うこと。

(2) 搬入日程・経路

搬入期間(予定)は令和8年3月初旬から3月31日とし、搬入口(予定)については昇降口及び給食コンテナ室入口からとする。必要に応じて、発注者及び建設工事担当者(後藤・太田・米木特定建設工事共同企業体(以下、JVとする。))との工程調整を行い、他業者との情報共有のうえ、無理のない円滑な搬入日程を立案し、協議のうえ承認を得ること。

ただし、日程・経路については今後変更となる場合がある。

(3) その他

- ア 受注者は、安全性を重視して納入物品一式の搬入、組立及び設置を行うこと。
- イ 設置にあたっては、発注者及び建設工事担当者(JV)の指示に従い行うこと。
工事現場に入るにあたり、安全管理費や仮設費等が必要となる可能性があるため、その費用を見積に含めること。
- ウ 事前に発注者及び建設工事担当者(JV)と加工場所、加工方法等について協議したうえで行うこと。また、安全性などについて十分な説明を行うこと。
- エ 事前にレイアウト図を参考に、発注者及び建設工事担当者(JV)の承認を得たうえで墨出しを行うこと。
- オ 発生する梱包材等の処理にあたっては、受注者の責任において関係法令に従い適正に処分すること。
- カ 水道、電気、トイレ等の使用については、受注後、発注者及び建設工事担当者(JV)と協議すること。
- キ 搬入車両以外の車両の駐車場については、受注者で別途準備すること。

(4) 納入確認

納入完了後には、発注者による納入確認を受けること。また、納入製品の取り扱い説明を発注者の要請に応じて行うこと。

6 作業条件

(1) 現地調査

事前に設置位置の現地調査を行い、必要に応じて発注者及び建設工事担当者(JV)と設置位置の調整を行うこと。現地調査の日時は、発注者及び建設工事担当者(JV)と調整し決定すること。

(2) 養生

受注者が発注者及び建設工事担当者(JV)と協議し、メインとなる通路(養生済み)以外に仮置き場所等必要と思われる養生施設は、受注者が適宜行うこと。
また、納入完了後は撤去すること。

(3) 搬出・搬入

建設工事現場内のルールを遵守するとともに、あらかじめ発注者及び建設工事担当者(JV)と協議をした指定作業動線以外は使用しないこと。

車両を使用する際は、発注者及び建設工事担当者(JV)と協議をした走行ルート及び駐車・待機場所以外は使用しないこと。

作業にあたっては、近隣に対する騒音配慮、第三者の安全通行等についても十分に注意を払うこと。

(4) 作業時間

平日の午前8時から午後5時までを基本とするが、これ以外によるときは、発注者及び建設工事担当者(JV)と協議のうえ指示に従うこと。

(5) 賠償責任

受注者は、作業実施にあたって、必要な関係法令を遵守し安全作業に努めるとともに、第三者のほか、来校者、発注者および関係者等の安全を確保し、事故の無いように万全を期すること。

下記に示す人身事故、物損事故などが発生した場合は遅延なく発注者に報告し、その損害の補償等は、受注者の責任において行うこと。

ア 第三者、来校者、発注者等及び受注者の従業員の人身事故

イ 作業車両等によるすべての人身事故

ウ 敷地内の縁石、植栽、建物、構造物とそれに付属する設備に対する事故

エ 備品等に対する事故

オ その他、受注者の責務に帰すべき事由に基づく事故

(6) 遵守事項

受注者は、次に定める事項を遵守すること。

ア 作業従事者には腕章等の着用をさせ、本作業の従事者であることが明らかに認識できるようにすること。

イ 作業に直接関係のない場所にみだりに立ち入らないこと。

ウ エレベーター等の使用に際しては、発注者及び建設工事担当者（JV）と協議をし、その指示に従い丁寧に取り扱うこと。

エ 防災には特段の注意を払うこと。

オ 本作業によって知り得た情報を第三者に漏らし、あるいは他の目的で使用してはならない。

(7) 報告

ア 本作業に従事させる予定の現場責任者及び作業員については、発注者に報告すること。

また、各種作業の開始前に、作業当日従事する人員、車両数等について発注者及び建設工事担当者（JV）に報告すること。

イ 受注者は、作業の内容、物品等に不測の事態あるいは事故等が発生した場合は、速やかにその内容等を発注者へ報告し、指示を受け、解決を図り、その経過を報告すること。

7 内容の疑義

本仕様書に定めのない事項又は仕様書の解釈に疑義が生じたときは、本作業が円滑に実施できるよう、その都度、発注者と協議して解決を図ること。

8 別紙資料

本仕様書の別紙資料は以下のとおりとする。

(1) 米沢市立南成中学校その他備品等一式入札仕様明細書

(2) レイアウト図

※ レイアウト図に記載のある各物品の品名・品番・数量は、必ずしも仕様明細書と一致していないので注意すること。

品名・品番・数量は仕様明細書に従うこと。

なお、レイアウト図は契約検査課でCDの配布とする。